

岡崎公園芝生再生・保護業務に係る仕様書

1 件名

岡崎公園芝生再生・保護業務

2 契約期間

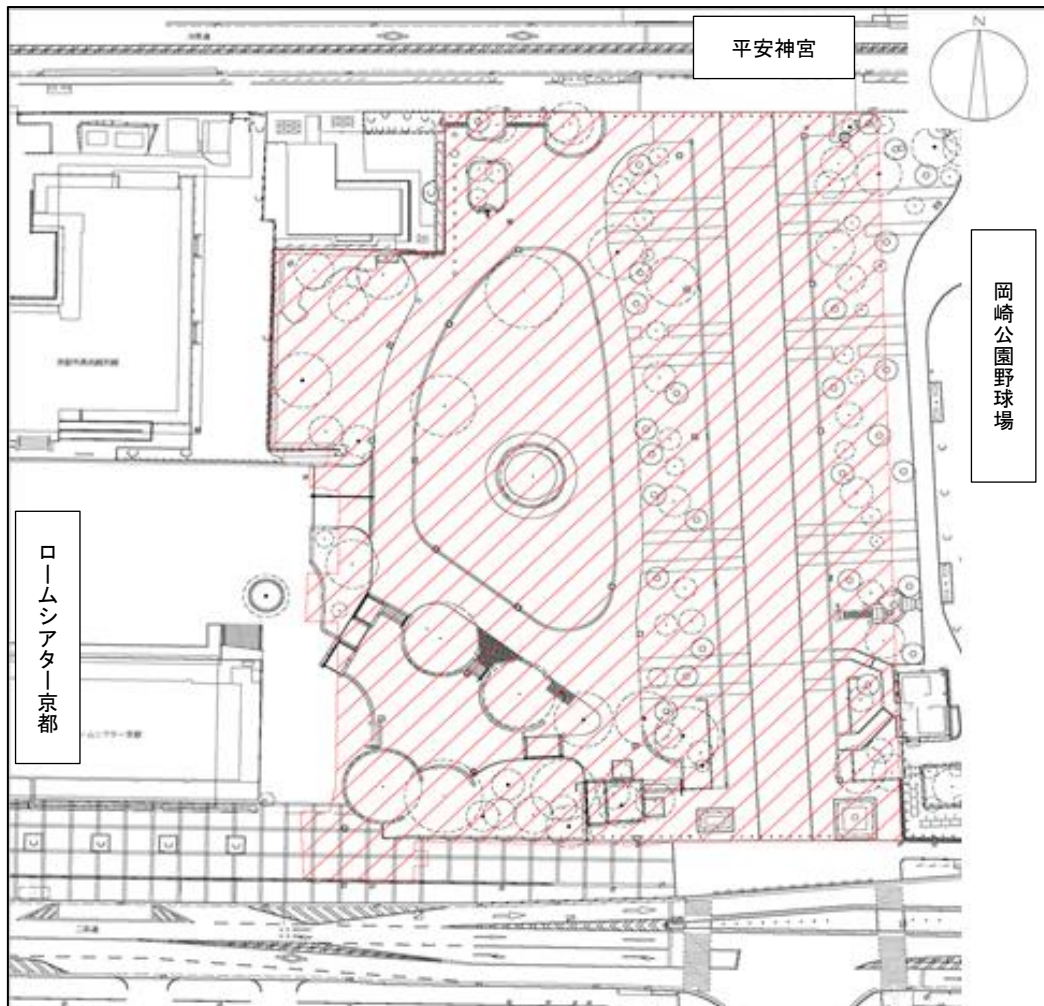
契約の日の翌日から令和2年8月31日まで

3 概要

岡崎公園は、平成27年9月1日の供用開始以来、これまで多くの催事等に利用してきたため、芝生の生育環境が悪化し、砂地化している。

本業務は、公園環境の向上のため、土壌改良、不陸整正、芝生保護マットの施工等の抜本的な対策を実施し、芝生の再生・保護を行うため、設計と施工を行うものである。

※ 岡崎公園（京都市左京区岡崎最勝寺町）



4 業務内容

(1) 対象区域

本業務の対象区域は下図のⅠ～Ⅲの3区域とする。



(2) 業務内容

区域Ⅰ～Ⅲについて、次の作業を行うこと。

なお、作業実施に当たって必要となる設計及び資材の調達も本業務の対象範囲とする。

ア 地盤改良

芝生の生長を妨げる理由として、水はけの悪さや勾配による雨水の流路が考えられる。水はけの改善のため、以下のとおり地盤改良を行う。

- ① 表土から20センチの深さまで土を掻き起こす。
- ② 透水性の向上のため、山砂（洗い砂）を混合し、耕耘する。

③ 水溜り，雨水の流路が生じないよう不陸整正を行う。

特に区域Ⅰについては，流路が深刻となっていることから，流路が生じないよう勾配を調整すること。

イ 張芝

対象区域の全面に芝生を張る。

ウ 耐踏圧型芝生保護マットの施工

対象区域に耐踏圧型芝生保護マットを施工する。対象区域の全面に施工することとするが，実効性を確保できる場合は，全面積の80%～90%の施工も可とする。

エ 廃棄物等の処理

業務で発生した土砂等は，公園外に搬出し，適法に処理すること。

※ 本市における試験施工の結果，岡崎公園のような催事等の利用が多い場所においては，「耐踏圧型芝生保護マット」の施工が効果的と判断しているが，より高い効果が見込める場合は，別の方法による施工も可とする。別の方法による施工とする場合は，方法，効果及び維持管理の方法等について提案を行うこと。

(3) 作業実施時期

岡崎公園における作業の開始時期は，令和2年5月28日（木）以降とする。

また，張芝作業については，芝生の生育時期を考慮し，令和2年6月中に実施すること。

詳細なスケジュールについては，本市と協議のうえ，決定することとするが，設計，施工のスケジュールを提案すること。

(4) 作業可能時間

岡崎公園における作業可能時間は，原則として午前9時から午後5時までとする。

作業可能時間外に作業を行う場合は，事前に作業内容，予定時間等を本市に届け出たうえで，本市担当者の承認を得ること。

(5) 後年度の維持管理

後年度の維持管理については，本業務の範囲外とするが，芝生を良好な状態に保つため，令和3年度以降に必要となる維持管理業務の内容及び経費について提案すること。

また，耐踏圧型芝生保護マットなど，本業務において施工する資材の耐用年数を記載すること。

(6) 催事等との両立

岡崎公園では多くの催事が開催されており，作業実施時期においても，催事の実施を禁止としていない。そのため，作業実施時期であっても神宮道など本業務の対象区域外は，催事等で利用される可能性がある。公園利用者には，本市が本業務を実施することを周知するが，特に土曜日，日曜日，祝日などにおいては，催事等で利用される可能性があることに留意すること。

なお、公園利用者には、作業実施時期は基本的には神宮道を利用いただくよう案内しているが、催事等への影響を小さくする工夫がある場合は提案すること。

(7) その他

本業務の効果について、少なくとも1年間は良好な状態を維持すること。また、その他、特筆すべき事項がある場合は、提案すること。

5 業務実施体制

- (1) 受託者は本業務実施に当たり必要となる体制を整備し、本市に報告すること。
- (2) 現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を定めること。
- (3) 本市との連絡調整を行う窓口となるものを定めること。

6 提供書類

業務実施に当たり、平成27年の岡崎公園の再整備工事において作成した以下の図面データを本市から提供する。Jw-cad形式のファイル(jww)を提供するため、必要な修正、更新を行うこと。

なお、本市から提供する書類は、本業務以外の目的では使用しないこととし、本業務終了後は速やかに廃棄すること。

1	位置図	8	割付平面図
2	区域図	9	植栽平面図
3	平面図	10	給水設備平面図
4	造成平面図	11	雨水排水平面図
5	造成縦断面図	12	電気設備平面図
6	造成横断面図	13	施設平面図
7	割付平面図	14	占用物件平面図

7 成果物

受託者は、以下の成果物を文書(2部)、データで本市に納品すること。

成果物	納品時期
作業工程表	契約締結後
施工計画書	契約締結後
実施体制図・連絡体制図	契約締結後
設計成果物	設計完了後、工事施工前
本市が提供した図面データを更新・修正したもの	設計完了後、工事施工前
業務報告書	工事完了後

8 車両管理

- (1) 車両の入退は、公園北側の冷泉通から行うこと。
- (2) 公園内に進入する車両は、本業務に係る車両であることを明示すること。
- (3) 公園内は、時速5キロ以下（最徐行）で走行すること。
- (4) 夜間等、作業を行っていない時間帯は車両を公園内に留め置かないこと。

9 安全管理

- (1) 受託者は常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 業務中は、現場を管理する責任者が必ず立ち会うこと。
- (3) 岡崎地域は、観光客等多くの人が集まる地域であることから、公園利用者や歩行者等に対する安全対策を十分実施すること。
- (4) 岡崎公園周辺に工事車両等の路上駐車を行わないこと。
- (5) 受託者は、労働安全規則等の関係法令を順守し、業務における労働災害防止に努めること。

10 その他

- (1) 業務に必要な道具、機材等は受託者が準備すること。
- (2) 業務の実施に必要な諸手続き等は、原則として受託者が行うこと。
- (3) 受託者は、公序良俗に反することがないように十分な注意をもって業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。
- (5) 作業に当たっては、園路等の破損がないよう適切に現場の養生を行うこと。
- (6) 作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。